



議論の対象となっている地域協働センターの建設予定地
 (門真小学校の南校舎跡地)

第4回定例会

平成28年第4回定例会は、12月5日に開会し、「平成28年度門真市一般会計補正予算(第7号)」など、市長提出議案26件、議員提出議案3件について慎重に審議しました。附属機関の設置条例は再度否決、一般会計補正予算(第7号)は修正可決、その他の議案は原案のとおり可決及び同意しました。また、第3回定例会において、閉会中の継続審査に付されていた決算関係議案3件については、認定並びに原案のとおり可決し、12月16日に閉会しました。

一般会計補正予算(第7号)を修正可決

事業検証審議会設置の条例改正は再度否決 宮本一孝市長に対し注意を促す決議を可決

28年度補正予算(第7号) (一般会計補正予算(第7号))

(議決結果) 原案及び修正案に反対・賛成討論の後、修正案及び修正議決した部分を除くその他の部分の原案を可決

(修正内容) 議案第82号における附属機関の設置及び第三中学校区(仮称)地域協働センター建設凍結に係る予算を修正

(文教常任委員会 審査概要)
三中(仮称)地域協働センター建設凍結に反対

問 門真小の南校舎跡地に同センターの建設を計画した経緯は。

答 門真市自治基本条例第16条に規定する地域会議及び地域で活動する団体の活動拠点として、地域にかかわる人たちが集い、交流や情報交換の場として、また、防災機能を持ちあわせた施設として、同センターの建設を

計画した。

そして、第三中学校区内において、同センターが建設可能な市有地を総合政策部内で検討し、26年8月開催の庁内で組織した協働促進検討委員会において、門真小学校南側の土地を候補地として示した。その後、関係部署と調整を重ね、27年2月に都市再生整備計画の門真市古川橋駅周辺地区の基幹事業の一つとして位置づけられ決定されたものである。

問 同センターを建設凍結することについて、地域への説明は。

答 28年11月15日に第五中学校区、28年11月18日に第三中学校区の地域会議のそれぞれの役員との市長懇談において、説明を行ったが、28年12月1日に第三中学校区地域会議、12月5日に第五中学校区地域会議から仮称地域協働センターの整備に関する市の考えに承服できない旨の意見書の提出があった。

問 補正予算の議決前に同センター凍結に伴う交付金流用理由書を府に提出したのか。

答 同センター整備に伴う既設建築物の除却費用の一部に交付される予定であった交付金を府で年度内の事業増減によって、流用を行うための流用理由書を28年10月28日に府へ提出した。この流用理由書は、正式な流用申請書ではなく、同センター

もくじ

- 議案審議等の概要 1~3ページ
 - ・一般会計補正予算(1)
 - ・一般会計補正予算(2)、附属機関条例の改正、総合体育館指定管理者の指定など
 - ・宮本一孝市長に対する決議、人事案件、職員給与・議員報酬の改定、意見書など
- 一般質問 4~7ページ
- 議決結果、議会活動日誌 8ページ

問 補正予算が否決された場合において、流用申請書を提出することは、地方自治法違反では。

答 市として、同センター建設を凍結している以上、流用申請書を提出せざるを得ないが、議決を踏まえない中で提出するということについては、地方自治法上の想定する趣旨に合致せず、違法であると認識している。

(その他の質疑)
 ・同センターの建設凍結による市の負担額について
 ・同交付金における今後の手続について など

28年度補正予算(2)

(一般会計補正予算(第7号))

(民生常任委員会 審査概要)

門真のまつりのあり方を検討する懇話会を設置

問 門真のまつり検討事業の内容は。

答 校区門真まつりを初め、市内で活躍している各種団体等が実施主体や協力団体になっているイベント等の実施状況等を把握するため、29年度の事業化に向け、仮称門真のまつり懇話会を設置し、意見聴取・検証等を行い、まずは、まつりのあり方を検討したいと考えている。

問 新たに検討を進めるまつりと校区門真まつりとの関係をどう考えているのか。

答 検討を進めるまつりについては、門真の郷土愛を育むとともに、市民としての意識を高め、市としてのにぎわいを創出するなど、市民が一堂に会することにより、さまざまな効果があることを期待している。市・市民・企業等が一体となった新たなまつりのあり方について、校区門真まつりとの共存・統合、融和させられるか等についても、意見を聞きながら検討を進めていきたいと考えている。

(その他の質疑)
・臨時福祉給付金の給付措置期間を前倒し支給することについて
・就労支援等事業と就労意欲喚起支援事業の再編について など

討論の内容

- ・地域協働センターの建設凍結を事業検証審議会で審議せずに一方的に決定したこと
- ・建設凍結を承服できないとの意見書を地域会議が提出した中で、交付金を減額する補正予算を提案したこと
- ・議会の議決を経ず、府に交付金の流用理由書を提出し、地方自治法違反の疑いがあること
- ・自治基本条例違反の疑いがあること

※これらの理由により、平成28年度一般会計補正予算(第7号)に対する修正案が提出されました。

事業検証審議会設置の条例改正案を再度否決

門真市附属機関に関する条例の一部改正については、本市が実施する事務事業の継続の可否を検証するために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する門真市事務事業継続検証審議会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定めるものです。

(議決結果) 反対討論の後、賛成少数で否決

(総務建設常任委員会 審査概要)

事業のスケジュールは。

答 29年1月中旬ごろには第1回の審議会を開催し、当該審議会に諮問をして、各種資料による調査とともに必要に応じ、職員への聞き取りなどを予定しており、おおむね29年6月ごろを目途に検証結果の答申を提出してもらいたいと考えている。

会議の開催については、おおむね月に2回を想定しており、28年度には6回、29年度には6回から8回を見込んでいます。

問 審議会設置が未決定中、審議対象の三校区の地域協働センター建設凍結の方針を示したことは矛盾と考えるがどうか。

答 審議会は現在実施している事業について、法的リスク等を確認することを趣旨としており、それぞれ事業の適正な時期で行う政策判断と審議会とはそれぞれ異なるものと考えています。

(その他の質疑)

・審議会委員の構成・人選の考え
・対象事業数について など

市立総合体育館 指定管理者を決定

門真市立総合体育館の指定管理者の指定については、次のとおり

指定するため、議会の議決を求めます。

施設名 門真市立総合体育館
指定管理者 コナミススポーツ・近鉄ビルサービスグループ

指定期間 29年1月18日～
34年3月31日

(議決結果) 全員異議なく可決

(文教常任委員会 審査概要)

問 指定管理者の候補団体に選ばれたコナミススポーツ・近鉄ビルサービスグループが、他の団体よりすぐれていた点は。

答 本体育館の基本コンセプトである誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点をよく理解し、紹介キャンペーンカードや施設無料開放デー、また、企業を持つネットワークを駆使したトップアスリートを招いたイベントなど、まずは一度体育館に足を運んでみたいと思わせるきっかけづくりを重視した提案内容で利用者の増加を図るための手法など、提案がより具体的であったことが他団体よりもすぐれていた点である。

問 オープニングイベントの検討内容は。

答 誰もが気軽にスポーツに触れることができるレクリエーションの要素を含んだオープニングイベントの提案がスポーツ・レクリエーション大会実行委員会

からあり、「誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進拠点」という本体育館の基本コンセプトに沿うものと考え、イベント実施に向け検討を重ねている。

今後においても、同実行委員会のみならず、さまざまな人からの意見をもらいながら、引き続き検討を重ね、盛大なオープニングイベントとなるよう取り組んでいきたいと考えている。また実施時期については、できる限り早期の供用開始を考慮しており、29年4月末ごろの開催ができるよう、指定管理者と調整を図っていききたいと考えている。

(その他の質疑)
・総合型地域スポーツクラブとの連携を条件にした理由
・安全管理上の人員配置 など



29年春にオープン予定の市立総合体育館

機構改革を実施

門真市事務分掌条例の全部改正については、地域の連携強化及び

にぎわいの創出、子どもの貧困対策及び家庭支援の強化、人口減少、少子・高齢化の課題等に迅速かつ着実に対応できる行政組織を構築するものです。

(議決結果) 反対討論の後、賛成多数で可決

(総務建設常任委員会 審査概要)

機構改革の編成目的は。

答 29年4月1日実施予定の機構改革は、26年4月に実施した機構改革の後に生じた新たな行政課題等に的確に対応できる組織の再構築を行い、とりわけ地域の連携強化、にぎわいの創出、子どもの貧困対策や家庭支援の強化、人口減少、少子・高齢化対策などに迅速かつ着実に実践できる体制とし、なおかつ少数精鋭によるスリムで効率的な行政組織を整備することを目的として実施するものである。

問 事務事業継続検証審議会で審議をせずに、機構改革をするのなら同審議会は不要ではないか。

答 29年4月1日の予定の機構改革は、実施している事業等についての法的リスク等を確認するための同審議会の趣旨とは異なるものであると考えている。

(その他の質疑)

・ことも部を市長部局に置くことによる変更点とメリット
・公民協働課をなくすことの考え方について など

宮本一孝市長に対し 注意を促す決議を可決

12月16日の本会議において、宮本一孝市長に対し注意を促す決議が3名の議員から提出されました。本案は、反対・賛成の討論がありました。賛成多数で可決しました。

宮本一孝市長に対し注意を促す決議

第4回定例会（12月議会）の総務建設常任委員会において、自治基本条例に基づく地域会議の設置や、地域協働センター建設に向け地域との協議や調整を行ってきた参与及び地域調整官に対し、市長自らが11月18日に要綱廃止に基づく「解職」を一方向的に通告し、わずか2週間足らずの11月30日付けで「解職」したことが、労働基準法第20条に抵触するのではないかとの議論が行われた。

これに対し、参与及び地域調整官は「労働者性の低い勤務態様であり、労働基準法を始めとした労働諸法にも該当しないことから、違法性はないものと認識している」との答弁を行ったが、その後市が行った法律相談に対し、弁護士が9月8日付で「本件で、一概に労働者性の有無を回答するのは難しい」と回答したことが明らかになった。

こうした中で、「解職」された元参与及び元地域調整官から、今回の解職が労働基準法に違反していないかどうか、労働基準監督署に相談、告発する旨を記した「私たち二人の解職（要綱の廃止）に対する法令遵守の究明の徹底と門真市政の発展、住民自治の進展、及び職員が自由にモノが言える環境の整備、並びに職員が働き甲斐をもって仕事ができる執行機関となるための議会審議に引き続きご尽力を賜りますことについて（お願い）」が、12月14日付で議長及び各議員宛に出され、同日労働基準監督署に相談、解職に当たっては、労働基準法第20条の違反に該当するので、解雇予告手当を請求ができる旨の指導を受けたことを踏まえ、同日付で宮本一孝市長に対し、解雇予告手当の請求が行われた。

以上の経過を見るならば、宮本市長が法律相談の結果について説明を受け、労働基準法違反の可能性が高いと知ったうえで、二人に「解職」を通告したものと考える。

こうした事態の背景に、地域会議の意向を無視し、審議会の審査対象であると答弁しておきながら、審議会の設置審査がまだ承認されていないのに意思決定を行った地域協働センター建設の凍結、議会の議決を無視した関連の補正予算の提案など、市民と議会を無視する姿勢があり、「最高規範性を有する」とした門真市自治基本条例の軽視があることは疑う余地はない。

このような宮本市長の姿勢と、自らによるコンプライアンス破壊は、議会として到底看過できない。

よって、門真市議会は、宮本一孝市長に対し猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上決議する。

職員と議員の 給与等を改定

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事院勧告及び府内各市の状況を踏まえ、28年度分から①一般職の職員の給与について平均0・2%の引き上げ、②一般職の職員の勤勉手当について年間0・1月分の引き

上げ、また議員及び特別職の期末手当についても年間0・1月分の引き上げ、③任期付常勤職員の給料について1500円の引き上げなどを行うものです。

これらに伴う補正予算4件を含む5議案は、関係各常任委員会での審査を経て、本会議において全員異議なく可決しました。

人事案件に同意

次の4件の人事案件は、任期満了に伴い、提案されたもので、いずれも推薦に同意しました。

人権擁護委員候補者の推薦

- 門真市上島町4番15号 西川 和彦
- 門真市島頭4丁目11番8号 土川 好子
- 門真市三ツ島1丁目1番16号 畑 智恵子
- 門真市大倉町8番30-5号 佐野 幸雄

常任委員会 管外行政調査

議会活動の一層の充実のため 先進地の優れた行政を視察

本委員会は、11月8、9日に滋賀県長浜市における新庁舎建設、静岡県浜松市における地震・津波対策アクションプログラム2013について調査を行いました。



長浜市での視察の様子

総務建設常任委員会



鳥栖市での視察の様子

本委員会は、11月8、9日に佐賀県鳥栖市におけるうららトス21プラン（鳥栖市健康増進計画）、長崎県長崎市における地域包括ケアシステム構築プロジェクトについて調査を行いました。

民生常任委員会

本委員会は、11月14、15日に東京都足立区における子どもの貧困対策、東京都立川市における学力向上の取り組みについて調査を行いました。



立川市での視察の様子

文教常任委員会

意見書を可決

本市議会では、以下の「ホームドアの設置促進を求める意見書」のほか、「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」を可決し、その内容の実現を求めるため、政府関係機関等へ送付しました。

※意見書とは、地方公共団体の公益に関する事件に関し、地方公共団体の議会の意思を意見としてまとめた文書のことです。地方自治法第99条には、「地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」と規定されています。

ホームドアの設置促進を求める意見書

本年8月、東京メトロ銀座線青山一丁目駅で、盲導犬を連れていた視覚障がい者の男性がホームから転落し死亡するという大変痛ましい事故があった。また、その対策に動き出していた矢先、10月には、近鉄大阪線河内国分駅で、全盲の男性がホームから転落し特急電車にはねられ亡くなるという事案が発生した。

現在、1日に10万人以上の乗降客がある全国251駅のうちホームドアが設置されている駅は77駅にとどまっている。また平成28年3月末現在、全国約9500駅のうちホームドアの整備が完了しているのは665駅である。駅の安全対策の観点からも列車との接触や転落防止に効果が高いホームドアや転落防止柵の設置は急務である。

よって政府においては、視覚障がい者を初め駅利用者が安心して駅ホームを利用できるよう、ハード、ソフト両面における総合的な転落事故防止対策の検討を急ぐとともに、駅ホームのさらなる安全性向上に向け、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- ホームドアの設置に当たっては、全ての鉄道駅ホームの危険箇所の実態調査を速やかに行うこと。とりわけ、転落の危険性が高い駅については、現在計画中の駅とあわせて、速やかな設置を実現すること。
- ソフト面の対応として、希望者への駅係員のアテンドや、一般旅客に対する誘導案内、さらには視覚障がい者への積極的な声かけ等事故を未然に防ぐ対策を強化すること。

一般質問

12月15日、16日の本会議において、16名の議員が市政に対する質問を行いました。

主な質問と答弁の要旨を掲載しています。(通告順)

質問・答弁の詳細な内容については、市議会ホームページ (<http://www.city.kadoma.osaka.jp/shigikai/>) 内の会議録検索及び各議員のホームページをご覧ください。

※第4回定例会(28年12月)の会議録は3月初旬に掲載する予定です。

市議会ホームページでは、本会議録画面中継を閲覧できます。



内海 武寿 (公明党)

特殊詐欺被害の防止対策について

問 本市における特殊詐欺の被害状況は。

答 還付金詐欺被害については、27年度は17件、被害額約3400万円、28年度は12月9日現在で3件、被害額約770万円である。

問 大阪府警が開設したおおさか特殊詐欺被害防止コールセンターと情報共有を行い、市民への注意喚起を行っているのか。

答 同センターから提供された府内の被害状況データ等をもとに市

民課前モニターや市広報紙・ホームページ等さまざまな媒体を通じて注意喚起している。

問 通話録音装置や過去に振込詐欺等で使われた番号からの着信の際に自動で電話を切る装置の使用は効果があると考えるが、装置使用の補助についての考えは。

答 補助制度等、他市の動向を踏まえ、特殊詐欺被害防止装置の活用方策等について検討を進める。

問 市民が詐欺被害に遭わないための取り組みの状況は。

答 各種団体や地域等の要請により、出向いて実施している「くらしの講座」の回数をふやして対応している。28年度については、大阪弁護士会から提供を受けた「訪問取引お断り」のステッカーを同講座で配付した。



今田 哲哉 (緑風クラブ)

まちづくりについて

問 密集市街地の解消については、これまで住宅市街地総合整備事業等により取り組んできたが、大和田茨田線の拡幅は従来の手法で実現可能なのか疑問である。既存手法にこだわらず、地域の実情に合った最適な手法で事業展開しなれば、まちづくりは進まないと考えますが、市の見解は。

答 大和田茨田線の拡幅は、道路事業の手法で進める方針であるが、多くの地権者に合意が得られていないため、事業完了には長期間必要である。国のメニューから実情に合った手法があれば、既存手法にこだわらずに進めることも視野に入れる必要があると考える。また、安全・安心につながる、利便性の向上が考えられる場合には、市道のつけかえも視野に入れ、さまざまな手法を検討していきたい。

問 市設置の照明は、街路灯や防犯灯等があるが、どのような考えで設置しているのか。

答 本市の照明は、設置場所や用途、維持管理面等を考慮して器具の選定を行っており、建物の新築・改修の際には、LED照明へ移行している。また、防犯灯はLED型への切りかえを奨励し、道路や公園の照明も、29年度からのLEDへの切りかえに向け、手続を進めている。



岡本 宗城 (公明党)

安全・安心な道路ネットワークの確保について

問 調査業者のリサーチでは、全国で約4万2000カ所の路面下の空洞信号が確認されているが、市域におけるこれまでの路面下空洞調査と今後の取り組みは。

答 これまでも同調査の検討を進めてきたが、市道において小規模な陥没が発生しているため、調査の必要性を再認識している。市内では、25年度に国が国道163号を調査し、27年度に府が大阪中央環状線を調査している。



陥没し、穴が開いた道路

問 災害時における救援物資輸送についての考えは。

答 市内の防災備蓄倉庫から指定避難所へ物資を輸送することとしている。10月には、協定を締結している大阪府トラック協会東北支部と訓練を実施した。今後多重ネットワーク形成により、円滑な輸送体制構築を図っていく。



春田 清子 (公明党)

地方創生の取り組みについて

問 国は、まち・ひと・しごと創生法を制定し、地方創生の取り組みを始めたが、本市における地方創生推進の取り組みは。

答 本市は、27年10月に人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。子育て世帯を初め、若い世代の移住・定住促進とともに、幸福度指標の視点も取り入れ、住んで幸せを実感できる地域づくりに取り組んでいく。

子育て支援について

問 子ども医療費助成の拡充内容と実施時期は。

答 交付金は複数年度での活用やハード面での活用も可能であり、現在、具体的な対象事業等について検討を進めている。

問 子育て世代包括支援センターの設置についての見解は。

答 利用者支援事業や産前産後サポート事業等、今後の施策展開を検討し、32年度末の設置を目的に、関係各課と協議し、切れ目のない支援体制を順次構築していく。



吉水 文晴 (緑風クラブ)

門真市参与と地域調整官について

問 参与及び地域調整官は28年11月30日に解職されたが、解職に至るまでの経過は。

答 地域会議の範囲や地域会議のあり方を含め検討することとなったため、中学校区での地域会議の設立等の支援は所期の目的を達したとの結論に至り、関係要綱を廃止し、解職辞令を交付した。

労働基準法について

問 参与及び地域調整官を労働基準法等の適用外である労働者性が低い勤務形態と判断した経緯は。

答 労働基準法では、就業の場所、始業・終業の時刻、休憩時間、所定労働時間を超える労働の有無、休日等に関する事項を明示することになっているが、参与及び地域調整官にはこれらの規定がない。また、両職は1週間につき4日以内及び29時間以内の勤務で、報酬は月額2万2000円と他の職員に比べ著しく高額であること。このようなことから労働者性が低いと判断した。

問 弁護士へ相談した際、弁護士はどのような見解を示したのか。

答 要綱を提示し、任用等の状況説明の結果、指示命令系統や拘束時間の規定がなく、報酬も高く、労働者性が低いと判断された。労働基準法は適用されないとの判断であった。



堀尾 晴真
(日本共産党)

LGBT(SOGI)などの性的マイノリティの権利保障について

問 性的マイノリティの正しい知識を身につけ、身近な相談相手となれるよう、職員研修を実施すべきと考えるがどうか。

答 市主催の研修に加え、27年度は9人、28年度は2人が、LGBTをテーマとした研修に参加した。性的マイノリティの正しい知識を身につけることは市民への対応に加え、雇用管理上も必要であり、今後も高い人権意識を身につけるための研修を実施していく。



福田 英彦
(日本共産党)

旧ダイエー跡地に建設中のマンションに対する根拠のない5億円の助成金支出について

問 現在、中町地区の旧ダイエー跡地に建設が進められているマンションへの5億円の助成金支出について、国から「除却を伴うことが要件とされているが、それを満たしているか」と問われていることについて、ただしたが、そうではなく、「建てかえを促進すべき建築物の要件に該当しているのかを問われたもの」と答弁した。国・府との協議の具体的な時期と

けるための研修を実施していく。
問 誰もが自分らしく生きることが出来る社会を実現するため、同性カップルを「結婚に相当する関係」と認定する条例や要綱を策定すべきだかどうか。

答 性的マイノリティの具体的な取り組みが徐々に広がってきているが、市民の意識や関心はまだ低いものと認識しており、今後は先進市の事例について情報収集し、調査研究するとともに啓発を進めていくことが必要と考えている。

問 今後どのような啓発活動を行っていくのか。
答 年5回実施している門真市人権講座「ともに生きる」の中で、テーマの一つとして取り組むとともに、市広報紙や市ホームページで、啓発に努めていく。

問 内容は。
答 協議記録が残っておらず、正確な時期や詳細な内容は確認できない。

問 危険な老朽家屋及び空き家対策について
答 市民からの空き家等に関する要望への対応状況と「空き家特措法」に基づく計画策定の考えは、

要望があれば、現地調査を行い、所有者等に対し適正管理を指導している。「空き家特措法」に基づく計画については、現在、空き家の実態調査を行っており、その危険度も把握し今後優先度を判断の上、指導等を行っていく。また空き家等対策の基本方針を定める計画策定に向け準備を進めている。



中道 茂
(自由民主党)

ドライブレコーダーについて

問 ドライブレコーダーは、事故などによる急ブレーキ等の衝撃を受けると、その前後の映像や走行データを記録する装置であり、これを装着することによって、ドライバーの安全意識が向上することが期待されるが、市の認識は。

答 同レコーダーを装着することにより、事故発生原因の客観的判断材料となるほか、ドライバーの危険行為の証拠にもなるため、安全運転を心がけ、事故が減少したとの報告もある。そのため、同レ



亀井 淳
(日本共産党)

学校給食の無償化について

問 「門真市子ども・子育て支援事業計画の第2章」において、「充実してほしい子育て支援策」の項目では、「子育て世帯への経済的援助の拡充」を望む声は、小学生を持つ保護者では1番目、就学前児童を持つ保護者では2番目に多くなっている。

また、憲法第26条には、「義務教育は無償とする」とあり、市長も就任挨拶で、「子どもへの施策の充実を図り、子育てしやすく安心して暮らせるまちづくりによ

コーダーの装着は、不適切な運転や事故の抑制のための一つのツールであると認識している。
問 公用車にも同レコーダーを装着することにより、交通事故及びトラブル発生時における自己責任の明確化を図るとともに、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図ることができると考えるが、市の見解は。

答 現在、公用車132台中、19台に同レコーダーを装着している。未装着の公用車については、今後、車両入れかえ時、または、リース契約の更新時に検討していく。今後も不慮の事故が発生しないよう職員に対し安全運転を心がけるよう啓発を行っていく。

問 市民の皆様は定住し続けていただけるよう施策を推進」と述べたことから、一層の子育て応援施策として、当面は小学校の学校給食無償化の実現を求めるが、市の見解は。
答 他市で給食費を無償化している事例は把握しており、給食費の無償化については、



家庭の負担を軽減することにより効果があがるものと考えられるが、今後、調査・研究する。



豊北 裕子
(日本共産党)

子どもの貧困対策の推進を

問 子どもの貧困対策法施行により、2014年8月に国では「大綱」が策定され、府では「大綱」に基づいた計画が策定された。この計画を受けて、本市ではどのような対応をしているのか。

答 これまでも放課後児童クラブの実施や中学校給食の導入、子ども悩み相談サポートチームの設置等に取り組んできた。また、2016年4月には「子どもの貧困対策検討委員会」を設置し、その後7月には府と共同で子どもの



池田 治子
(自由民主党)

学校支援協議会について

問 各中学校区の学校支援協議会が実施している主な取り組みは。
答 花の植栽や通学路の安全マップの作成、絵本の読み聞かせ、講演会等のほか、学校支援活動だけでなくとどまらず、パトロールや地域の祭りなどの校区活動にも積極的に協力するなど、地域と学校を結び調整役として活躍している。

問 文部科学大臣表彰を受賞した七中の同協議会の取り組みは。
答 福島県の被災地の中学生を招き、校区の中学生や住民との交流

生活に関する実態調査を実施した。
問 市長は、「子ども未来部」を「子ども部」とし、市長部局に移すことを示したが、今後どのように子どもの貧困対策を進めるのか。
答 子どもの貧困につながる要因の一つとして若年出産等により生活基盤が安定しないことが人間形成、学力等さまざまな課題の要因と捉えており、機構改革実施後は、福祉部門との一層の連携強化を図りながら、施策を推進する。

問 東京都足立区では、窓口相談に来た人が別の問題を抱えていることがうかがえた際は、本人の承諾を得て、「つなぐ」シートを作成し、関係部署等につないでいるが、本市でも検討すべきでないか。
答 先行市の事例も研究しつつ、施策推進を図る。

事業のほか、地域を挙げて盛り上げた新成人の集いなどを実施した。
問 公民協働のあり方について
答 地域会議が実施してきた子育て・教育の取り組みなど、市はどのように考えているのか。

問 子育て・教育分野で子育てサロン等の取り組みをされ、他の分野でも知恵を出し合い、創意工夫を重ねて、さまざまな課題に取り組まれており、感謝している。
問 地域協働センターについての今後の考えは。
答 地域会議の活動拠点は、各種事業を展開する上で必要であると認識しており、地域住民の意見を聞き、引き続き説明を重ねながら、既存の公共施設等の活用も検討していきたいと考えている。



森 博孝 (無所属)

教育委員会制度について

問 教育委員会制度改正の背景や変更点は。

答 教育委員会の危機管理における課題や、不十分な民意の反映等が指摘される中、いじめ自殺事件への対応を背景に制度改正がされた。変更点は①首長より任命される新教育長の設置、②教育委員による教育委員会会議の招集等、③総合教育会議の設置、④地域の民意を代表する首長による教育に関する大綱の策定、の4点である。

問 「政治的中立性の確保」の考



大倉 基文 (緑風クラブ)

本市の財政運営について

問 国の三位一体の改革による地方交付税の大幅削減の中、16年から18年の危機的な3力年を乗り越えられたのは東市政時に積み上げられた50億円以上の財政調整基金があったからと考えるが、どのような手法で厳しい財政状況乗り越えてきたのか、また、同基金をどのように活用したのか。

答 17年12月に門真市行財政改革大綱を策定し、その後も数度にわたり財政健全化に向けた計画の改定を行い、未利用地の売却、退職

え方と教育行政に望むスタンスは。総合教育会議では、首長と協議・調整を行うが、最終的な執行権は教育委員会に留保されている。中立公正を確保することは必要かつ重要と考えており、法の趣旨にのっとり教育行政を進めていく。

問 本市の小・中学校における不登校の人数とその主な要因は。

答 27年度集計の小学校における30日以上の長期欠席率は、千人当たり全国で9・7人、府で13・7人、本市では24・1人である。中学校は、全国で29・6人、府で34・0人、本市で60・4人となり、全国及び府の平均を大きく上回る。また、その要因は「家庭に係る状況」が半数を超えている。

問 新たな政策経費の財源を確保するために、これまでの政策効果をどのように検証し、どのように優先順位を考えていくのか。

答 財源の確保に当たっては、事業をゼロベースで見直すとともに、新たな視点や発想も取り入れ、事業全体を再構築する必要がある。また、事業の効果検証に当たっては、事務事業評価及び施策評価、市民ご意見番などにより、費用対効果についての分析を行うことで事業の優先度を見きわめつつ、見直しや改善を図っていききたい。

問 出生率低下の主な原因でもある急速な未婚化、晩婚化対策として多くの自治体において婚活支援事業が実施されている。成果指標を見出すことが困難など課題も多いが、本市の婚活支援の現状は。

答 安定した市政運営には、バランスのとれた年齢構成を実現する必要がある。婚活支援もその実現のための一つの方策と考える。このような中、本市の活性化を主たる目的として、過去に、市内のNPO法人等によるイベント等

問 職員の正当性については、M・ウェーバーの諸説によれば、法治制度によって首長はその地位を担保され、その法秩序ののっとりして、職務を行うことが求められる。従い、職務を行うことが求められており、その範囲において正当性が付与されていると考える。

問 議会制民主主義とは、行為の正当性をしっかり確認しながら手続を踏み、合意形成していくことだが、今回の事務事業継続検証審議会の進め方はどう考えるか。

答 議会における議論や指摘を同審議会委員に十分説明することで同審議会において適切に審議してもらえらるものと考えている。また、運営に際しては、独立性・中立性を確保することにより、正当性を担保していく。

問 秘書広報課の青木課長と総合政策部の大矢次長が「文書管理規

問 トボス跡地のマンション建設への補助の正当性について

答 共産党主張のような「転売土地入手者には補助金出さず」では、市は担税力ある多数の住民誘致の良質な共同住宅建設の誘導ができず、雑居ビルを建てられたりして、公益に反するのではないかと考える。

問 その可能性があると考える。文書不当廃棄による市幹部に対する懲戒請求について

答 その可能性があると考える。文書不当廃棄による市幹部に対する懲戒請求について

問 秘書広報課の青木課長と総合政策部の大矢次長が「文書管理規

問 トボス跡地のマンション建設への補助の正当性について

答 共産党主張のような「転売土地入手者には補助金出さず」では、市は担税力ある多数の住民誘致の良質な共同住宅建設の誘導ができず、雑居ビルを建てられたりして、公益に反するのではないかと考える。

問 その可能性があると考える。文書不当廃棄による市幹部に対する懲戒請求について

答 その可能性があると考える。文書不当廃棄による市幹部に対する懲戒請求について

問 トボス跡地のマンション建設への補助の正当性について

答 共産党主張のような「転売土地入手者には補助金出さず」では、市は担税力ある多数の住民誘致の良質な共同住宅建設の誘導ができず、雑居ビルを建てられたりして、公益に反するのではないかと考える。



松本 京子 (公明党)

婚活支援について

問 出生率低下の主な原因でもある急速な未婚化、晩婚化対策として多くの自治体において婚活支援事業が実施されている。成果指標を見出すことが困難など課題も多いが、本市の婚活支援の現状は。

答 安定した市政運営には、バランスのとれた年齢構成を実現する必要がある。婚活支援もその実現のための一つの方策と考える。このような中、本市の活性化を主たる目的として、過去に、市内のNPO法人等によるイベント等



武田 朋久 (公明党)

市債権の管理について

問 決算特別委員会において公明党が提案した市債権の二元的管理についての進捗は。

答 29年4月予定の機構改革に合わせ、納税課の事務に「債権管理の調査研究に関すること」を加え、全庁的な債権の詳細を把握しつつ、適正な債権管理に向けた方策の調査研究を考えている。

地方自治について

問 公務員は全体の奉仕者として服務宣誓をし、職務を行っている



戸田 久和 (無所属)

トボス跡地のマンション建設への補助の正当性について

問 共産党主張のような「転売土地入手者には補助金出さず」では、市は担税力ある多数の住民誘致の良質な共同住宅建設の誘導ができず、雑居ビルを建てられたりして、公益に反するのではないかと考える。

問 その可能性があると考える。文書不当廃棄による市幹部に対する懲戒請求について

程に反して『市が保有する文書』を返却廃棄しようとしたことについて、私から懲戒請求を起されたが、これはどういふ事案か。審査の進捗状況はどうか。

答 「7/13市長選候補予定者討論会」での宮本候補発言に関し、戸田議員が9月議会の質問準備として、文字起こしの校正を宮本市長に文書で要請した件で、宮本市長が回答拒否を決めたが、両幹部がそれを戸田議員に伝達する際に2度にわたって要請文原本を返却しようとしたことが、「市の保有する文書の保管」を義務づけた文書管理規程への違反行為であると関係者の聞き取りを順次行っており、今年度中に結論を出す見込みである。

市議会の傍聴にお越しく下さい

■平成29年第1回定例会の開催予定 (日程は都合により変更となる場合あり)

3月	27日(月)	本会議
	8日(水)	本会議 (代表質問)
	9日(木)	本会議 (代表質問・一般質問)
	13日(月)	総務建設常任委員会
	15日(水)	民生常任委員会
	17日(金)	文教常任委員会
	24日(金)	本会議

午前10時から

○傍聴の受付など (誰でも無料で傍聴可能)

	本会議	常任委員会
受付時間	開催予定時刻の30分前から	
受付場所	市役所本館1階議場前	市役所本館4階議会事務局
定員 (先着順)	一般席32人 車椅子使用者席3人	10人

○議案書の無償提供
定例会の最終日終了後、議場前にて議案書の無償提供 (先着10人、1人1部)を行っていますので、ご希望の方は受付担当者まで、お申し出ください。

■市政に対する一般質問の要旨（通告順）

岡本 宗城（公明党）

1 安心・安全な道路ネットワークについて

- (1) 路面下空洞調査について
- (2) 災害時における救援物資輸送について

内海 武寿（公明党）

1 安心・安全な市民の暮らしについて

- (1) おおさか特殊詐欺被害防止コールセンターとの連携について
- (2) 通話録音装置の効果や認識、補助について
- (3) 詐欺に遭わない情報提供について
- (4) 特殊詐欺防止対策について

2 健康増進について

- (1) 公共施設の受動喫煙防止や禁煙、分煙について

春田 清子（公明党）

1 地方創生の取り組みについて

- (1) 本市の取り組みについて
- (2) 地方創生関連交付金の活用について

2 子育て支援について

- (1) 子ども医療費助成の拡充について
- (2) 「子育て世代包括支援センター」の設置について

今田 哲哉（緑風クラブ）

1 まちづくりについて

- (1) まちづくりの考え方について
- (2) まちづくりにおける照明の確保について

吉水 丈晴（緑風クラブ）

1 公民協働について

- (1) 門真市参与と地域調整官について
- (2) （仮称）地域協働センター等について

堀尾 晴真（日本共産党）

1 LGBT（SOGI）などの性的マイノリティの権利保障について

- (1) 職員研修の実施状況について
- (2) 専用の相談窓口設置について
- (3) 各種申請書類など公文書の不必要な性別欄の撤廃について
- (4) 同性カップルを「結婚に相当する関係」と認定する条例・要綱について

福田 英彦（日本共産党）

1 危険な老朽家屋及び空き家対策について

- (1) 市民からの要望への対応を含めたこれまでの対策の現状について
- (2) 「建築物等の適正管理に関する条例」施行後の条例に基づく対策の進捗について
- (3) 「空き家対策特別措置法」に基づく計画策定について

2 中町地区の旧ダイエー跡地に建設中のマンションに対する根拠のない5億円の助成金支出について

- (1) 旧ダイエー跡地のこれまでの経過について
- (2) 要綱にも明記されず、運用基準もない助成金支出の根拠について
- (3) 建築物の除却を伴うことが要件とする国の問い合わせに対する回答の問題点について

中道 茂（自由民主党）

1 ドライブレコーダーについて

- (1) ドライブレコーダーの普及について
- (2) 安全運転に役立つ使い方について
- (3) 公用車におけるドライブレコーダーの設置について

亀井 淳（日本共産党）

1 学校給食費の無償化について

- (1) 学校給食費を無償にするための財源は幾ら必要かについて
- (2) 学校給食費の無償化についての市の見解について

豊北 裕子（日本共産党）

1 子どもの貧困対策について

- (1) 本市の今後の取り組みについて

池田 治子（自由民主党）

1 学校支援地域本部事業について

- (1) 学校支援地域本部事業の取り組みについて
- (2) 「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰の受賞について

2 公民協働のあり方について

- (1) 今後の公民協働のあり方について

3 市民への説明責任について

- (1) 市長の市民へ対する説明責任について

森 博孝（無所属）

1 教育委員会制度について

- (1) 新教育委員会制度に対するスタンスについて

2 不登校について

- (1) 門真市の状況について
- (2) 不登校への対応について
- (3) 小中一貫教育について

大倉 基文（緑風クラブ）

1 門真市の財政状況について

- (1) これまでの財政運営に対する見解について

松本 京子（公明党）

1 障がい者施策について

- (1) 施設の防犯対策について
- (2) 障害者差別解消法の取り組みについて

2 婚活支援について

- (1) 婚活の現状について
- (2) 婚活支援の方向性について

武田 朋久（公明党）

1 公園整備について

- (1) 遊具、器具等について

2 ルミエールホールの改修について

- (1) 設備整備について

3 市債権の管理について

- (1) 今後の方向性について

4 地方自治について

- (1) 政策決定過程の妥当性について
- (2) 具体的事例における適用について

戸田 久和（無所属）

1 園部市政での「住宅建てかえ5億円補助」は担税力ある住民誘致の公益性ある正当措置であったことについて

2 宮本市長が市の最高規範たる自治基本条例に敬意を払わず違反しまくっていることについて

3 市長側近幹部が文書の不当廃棄をはかって私から懲戒請求を受けている事件について

4 市長側近幹部が自治基本条例違反や公文書への虚偽記載、議会での虚偽答弁を重ねていることについて

5 地域調整官ら2人が緑風クラブの議員の質問と当局の答弁で不当におとしめられ、宮本市長に不当解雇されたことについて



